

意見書案第 6 号

片目失明者を障害認定するよう求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 8 年 7 月 3 日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 草 川 肇

佐 藤 弘

田 中 知 久

改 田 勝 彦

片目失明者を障害認定するよう求める意見書

現在の身体障害者手帳制度における視覚障害に関する障害等級は、原則として両眼（良い方の眼及び他方の眼）の視力又は視野の組合せにより判定されている。最も軽い等級である6級においても、一眼の視力が0.02以下かつ他眼の視力が0.6以下などの条件が設定されており、片目が失明状態であっても、他眼の矯正視力が0.6を上回る場合には、視覚障害として認定されない制度構造となっている。

片目を失明した場合、視野の欠損や距離感の把握が困難となり、移動時や作業時の安全性の低下、慢性的な疲労や精神的負担など、健常な視機能と同等とはいえない状況に置かれているにもかかわらず、制度上は非該当とされ、身体障害者手帳による支援の対象外となっているのが現状である。

障害者基本法及び障害者総合支援法は、障害の有無にかかわらず、全ての人の尊厳が尊重され、社会参加が保障される共生社会の実現を基本理念としている。しかしながら、視覚障害において片目失明を一律に支援対象外とする現行の運用は、制度の理念と当事者の実態との間に乖離が生じていると言わざるを得ない。

よって、国及び政府においては、片目失明者が置かれている実態を踏まえ、下記事項について速やかに取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 片目失明者を障害者に認定するよう現行の視覚障害者の認定基準の見直し又は新たに身体障害程度の等級を設定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長

参議院議長

あて